

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公表番号】特表2011-521750(P2011-521750A)

【公表日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-030

【出願番号】特願2011-511998(P2011-511998)

【国際特許分類】

**B 26B 19/04 (2006.01)**

【F I】

B 26B 19/04 G

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年7月23日(2013.7.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

刃8は、周辺領域9、10から始まって、約0.58mmの幅B1まで、約0.2mmの窪んだ内径R1によってテーパーするテーパー部を持つ。それに隣接するのは、約33mmの凸状の外形をもつ外径R2である。この方法で、刃は、この領域においてその長手方向延長部に沿って凸状の外形を得る。半径R2の内端部において、刃は、約3.5mmの窪んだ内径R3によって平行の中央区域に遷移する。この区域は、0.32mmの幅B2及び約3.1mmの長さL3を有する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

関連付けられた上部カッター(6)とともに、乾式シェーバーの剃毛ヘッドを形成する、下部カッター(4)であって、前記上部カッターが、少なくとも部分的に下部カッター(4)を囲む有孔薄片(6)の形態に設計され、前記下部カッター(4)が、2つの周辺領域(9、10)の間でストリップの形態の刃先(12、13)を有する、間隔をおいた複数の刃を有し、かつ断面が本質的にU型であり、前記ストリップの幅は、その幅が前記2つの周辺領域(9、10)から中心(Z)の方向にテーパーするテーパー部を持ち、前記ストリップの幅の前記テーパー部が、ステップレスであり、

前記刃は2つの周辺領域(9、10)から中心に向って内側へ窪んだ内径(R1、R3)をもつ2つの凹部によりテーパーし、

内側へ窪んだ内径(R1、R3)をもつ2つの凹部間に、外径R2をもつ凸部が形成されていることを特徴とする下部カッター。

【請求項2】

前記テーパー部は平行な中央領域を有することを特徴とする請求項1記載の下部カッター。

【請求項3】

前記刃(8)が、中心線(M)に対して対称形を持つように設計されていることを特徴

とする、請求項 1 ~ 2 のいずれか一項に記載の下部カッター。

【請求項 4】

前記刃(8)の前記刃先(12、13)が、鋭角の刃先角度(W)を有することを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の下部カッター。